第六号様式中「第六号様式（第二十七条、第四十一条、第四十四条関係）」を「第六号様式（第二十七条、第四十一条、第四十四条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２の番号を削る。

第七号様式中「第七号様式（第二十七条、第四十一条、第四十四条関係）」を「第七号様式（第二十七条、第四十一条、第四十四条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２の番号を削る。

第八号様式中「第八号様式（第二十八条関係）」を「第八号様式（第二十八条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考を削る。

第九号様式中「第九号様式（第二十九条、第四十一条、第四十四条関係）」を「第九号様式（第二十九条、第四十一条、第四十四条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。

第十号様式中「第十号様式（第二十九条、第四十一条、第四十四条関係）」を「第十号様式（第二十九条、第四十一条、第四十四条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。

第十一号様式中「第十一号様式（第三十四条、第四十一条、第四十四条関係）」を「第十一号様式（第三十四条、第四十一条、第四十四条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２の番号を削る。

第十二号様式中「第十二号様式（第三十九条関係）」を「第十二号様式（第三十九条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考を削る。

第十三号様式中「第十三号様式（第四十二条関係）」を「第十三号様式（第四十二条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考を削る。

（海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正）

第百十七条　海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式及び第四号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第百十八条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第七号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第百十九条　排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則（平成二十二年国土交通省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「（第七条関係）」を「（第八条関係）」に改める。

第二号様式中「（第十一条関係）」を「（第十二条関係）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三号様式中「第十二条関係」を「第十三条関係」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第百二十条　津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式第一面中「平成」を削り、同様式第二面10欄中「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」を「老人ホーム等」に改め、「共同住宅」の下に「又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」を加え、ヌからヲまでをルからワまでとし、リの次に次のように加える。

【ヌ．宅配ボックスの設置部分（　　）（　　）（　　）】

別記様式第三第二面12欄及び13欄中「平成」を削り、同様式注意３⑬中「共同住宅」の下に「又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」を、「貯水槽を設ける部分」の下に「、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分」を加え「「ヌ」を「「ル」に、「「ル」」を「「ヲ」」に改め、同様式注意３⑭中「共同住宅」の下に「若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」を加え、同様式注意３⑮中「ヲ」を「ワ」に、「ワ」を「カ」に改め、「共同住宅」の下に「若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」を加え「リ」を「ヌ」に、「(1)から(5)」を「(1)から(6)」に改め、⑤の次に次のように加える。

⑥　宅配ボックスの設置部分　100分の1

別記様式第三注意３⑯中「ワ」を「カ」に改める。

別記様式第四中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「平成」を削る。

別記様式第五中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「平成」を削り、「60日」を「３ヵ月」に、「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第七、別記様式第八、別記様式第十四、別記様式第十五、別記様式第十六及び別記様式第十七中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第百二十一条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第百二十二条　航空法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、別記第三号様式及び別記第四号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第百二十三条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五から別記様式第八までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正）

第百二十四条　船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式まで、第五号様式、第七号様式、第九号様式及び第十号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第百二十五条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則（平成二十五年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第八号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第百二十六条　国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。